

熊取町建設業者等級別区分に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 建設業者の等級別区分に関しては、熊取町指名競争入札要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(等級別区分の基準日)

第2条 等級別区分の基準日は、前年度の1月1日とする。

(等級別区分の実施)

第3条 等級別区分は、原則当該年度の4月中に行う。

ただし、等級別区分を行うために必要な総合数値については、前年度の1月1日時点において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経審」という。）の数値とする。

(等級別区分の対象者)

第4条 等級別区分の対象者は、基準日において有効な経審を有しているものとし、等級別区分に必要な総合数値は以下のとおりとする。

- (1) 土木一式 土木一式の総合数値
- (2) 建築一式 建築一式の総合数値
- (3) 水道工事 土木一式の総合数値
- (4) 舗装工事 舗装の総合数値

(等級別区分をされなかった者の取扱)

第5条 基準日時点で有効な経審を有していない等、有効な経審の提出がない場合には等級別区分は行わないが、その後有効な経審の提出があれば、直後の熊取町建設工事等業者選定委員会に諮り、等級別区分を行うこととする。

ただし、委員会開催日の前日から起算して5日前（土、日、祝日を含まない。）までに受理されたものに限る。

2 有効期間は、要綱第6条のとおりとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年1月1日から施行する。

- 2 この要領の施行日から平成 31 年 3 月 31 日における第 4 条第 1 項第 4 号の舗装工事に係る等級別区分に必要な総合数値については、土木一式の総合数値とする。